

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年9月15日（金）

12:03~12:13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）

野田聖子 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）

上川陽子 国務大臣（法務大臣）

河野太郎 国務大臣（外務大臣）

林芳正 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣）

齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）

世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）

石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）

中川雅治 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）

小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

吉野正芳 国務大臣（復興大臣）

小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）

江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

鈴木俊一 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官

野上浩太郎 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○政令 4件

○人事 3件

○配布 3件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年9月22日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、国家戦略特別区域法施行令その他の関係政令の規定を整備するものであります。

次に、「年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令」は、同法人による年金積立金の運用の対象となる有価証券に、投資事業有限責任組合契約に基づく権利のうち有限責任組合員として有するもの等を追加するものであります。

次に、「港則法施行令の一部を改正する政令」は、航路に係る浚渫工事の実施等に伴い、釧路港の区域を変更する等の改正を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、安倍内閣総理大臣が18日から22日まで、河野外務大臣が17日から23日までそれぞれ国際連合第72回総会出席等のため、野田総務大臣が本日から18日まで日米女性政治家の意見交換等のため、松山内閣府特命担当大臣が明日から20日まで第61回国際原子力機関総会出席等のため、茂木内閣府特命担当大臣が18日から21日まで人づくり政策の先進事例視察等のため、鈴木国務大臣が18日から22日までオーストラリア国政府要人との会談等のため、それぞれ海外出張等されますので、御了解をお願いいたします。

次に、内閣府特命担当大臣松山政司外6名に、第61回国際原子力機関総会日本政府代表等を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、山崎柄根外163名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「原子力白書」があります。本件につきましては、後程、科学技術政策担当大臣から御発言があります。

次に、「平成29年度震災復興特別交付税の9月交付について」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、「次期戦闘機(F-35A)の調達等の実施状況について」の会計検査の結果について、会計検査院から内閣に対し報告があったものであります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、松山大臣から2件御発言がございます。

○松山国務大臣：この度、原子力委員会において決定しました「平成28年版原子力白書」を配布しております。

福島の復興・再生への取組の進展や国内外の動向について様々な進捗があったことから、7年ぶりに再開いたしました。

本白書では、東京電力福島原発事故の教訓に基づき実施された取組の進捗や、原

子力利用全体の現状や取組を俯瞰的に説明しています。

白書等を通じて、時宜を逸することなく国民の方々への説明をしっかりと果たしてまいります。

次に、秋の全国交通安全運動について、ご説明いたします。

9月21日から30日までの10日間、「秋の全国交通安全運動」を実施します。また、この期間中、ゼロの付く30日を、「交通事故死ゼロを目指す日」として、交通事故で亡くなる方がゼロとなることを目指します。

今回の運動では、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、「飲酒運転の根絶」の4点を重点に掲げ、地方自治体や関係団体、多くのボランティアの皆様と力を合わせ、効果的な運動を展開してまいります。

これから年末にかけては、例年、交通事故が増加する傾向があります。閣僚の皆様には、交通安全対策の推進に、引き続き御協力いただきますようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○小此木国務大臣：警察におきましては、交通事故から国民を守り、より安全で快適な交通社会を実現するため、第10次交通安全基本計画に基づき、一丸となって交通安全対策に取り組んでおります。本年の交通事故死者数は、昨年より減少しているものの、子供や若者を含む多くの尊い命が失われていることに変わりはありません。また、全人口の約3割を占める高齢者の死者数が、引き続き死者数全体の過半を占めています。さらに、例年、この時期から、特に夕暮れ時の歩行中・自転車乗用中の交通死亡事故が増加する傾向にあります。警察では、こうした情勢を踏まえ、各自治体や関係機関・団体と緊密に連携しながら、高齢の歩行者や運転者の交通事故防止、反射材用品等の普及、チャイルドシートの使用の徹底、運転中のスマートフォン使用等の防止に向けた取組を始め、交通安全対策を一層強力に推進してまいりますので、閣僚各位の御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○野田国務大臣：本日、地方交付税法附則第13条第1項の規定に基づき、平成29年度震災復興特別交付税の9月交付額を決定いたしました。交付額は3,224億円であり、東日本大震災に係る被災団体の実施する様々な復旧・復興事業の地方負担や地方税の減収等を措置することとしております。引き続き、被災団体が東日本大震災からの復旧・復興事業を円滑に進めることができるように、その実情をよくお伺いしながら適切に対応してまいります。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：老人福祉法では、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」ため、9月15日を「老人の日」として定めています。今年度も、その記念行事として、新たに100歳になる方全員に、内閣総理大臣からお祝い状と記念品を贈呈します。

「今年度の対象者」は、9月1日現在、3万2,097名で、男性は4,636名、女性は2万7,461名です。

また、本年9月1日現在、住民基本台帳による「国内の100歳以上の方の総数」は、6万7,824名です。「最高齢」は男性が112歳、女性は117歳となっています。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：野田大臣、河野大臣、松山大臣及び茂木大臣は、それぞれ海外出張等いたしますが、その不在中、梶山大臣を総務大臣の臨時代理に指定とともに、マイナンバー制度担当大臣の事務代理を命じ、菅内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定し、林大臣に少子化対策、男女共同参画、クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策及び宇宙政策担当大臣の事務代理を命じ、世耕大臣に経済財政政策担当大臣の事務代理を命じます。なお、私も、18日から22日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、麻生副総理となりますので御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成29年
9月15日〕 (金)

◎政令

- 資料あり ○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
(決定) (内閣府本府)
- 〃 ○ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (決定) (同上)
- 〃 ○ 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令 (決定) (厚生労働省)
- 〃 ○ 港則法施行令の一部を改正する政令 (決定)
(国土交通省)

◎人事

- 資料なし ☆ 内閣総理大臣安倍晋三外 5名の海外出張等について (了解)
- 資料あり ○ 内閣府特命担当大臣松山政司外 6名に第61回国際原子力機関総会日本政府代表等を命じ、特命全権大使片上慶一外 3名に国際農業開発基金総務会総務たる日本政府代表等を命免することについて (決定)
- 〃 ☆ 東京都立大学名誉教授山崎柄根外 163名の叙位又は叙勲について (決定)

◎配布

- ☆ 平成28年版原子力白書 (内閣府本府)
- ☆ 平成29年度震災復興特別交付税の9月交付について (総務省)
- ☆ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書 (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]